

決 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 長 報 告 (案)

平成 29 年 12 月 21 日

平成28年度決算に係る指摘事項一覧

【文書指摘】

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| 1 県立文化施設の管理のあり方について | (地域振興部・
総務部) |
| 2 とっとりモデルの共同受注体制構築について | (福祉保健部) |
| 3 保育士の確保と処遇改善について | (福祉保健部) |
| 4 企業立地と人材育成との連携について | (商工労働部・
地域振興部・
教育委員会) |
| 5 若手改良普及員の指導体制について | (農林水産部) |
| 6 アユ資源の維持増産について | (農林水産部) |
| 7 県立病院における看護師及び薬剤師の確保について | (病院局) |
| 8 県立美術館整備に伴う市道の取扱いについて | (教育委員会・
総務部) |

決算審査特別委員会委員長報告

(平成 29 年 12 月 21 日)

本年 9 月定例会において、当委員会が審査の付託を受けました議案第 12 号「平成 28 年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分及び平成 28 年度鳥取県営企業決算の認定について」及び議案第 13 号「平成 28 年度鳥取県営病院事業決算の認定について」、並びに今定例会において審査の付託を受けました議案第 23 号「平成 28 年度決算の認定について」、以上 3 議案につきましては、決算審査の結果を平成 30 年度の予算に反映させるべく精力的に審査等を行ってきたところありますが、以下その経過及び結果をご報告申し上げます。

当委員会は、審査を効率的に行うため、総務教育（松田 正 主査）^{まつだ ただし}、福祉生活（浜田妙子 主査）^{はまだたえこ}、農林水産商工（濱辺義孝 主査）^{はまべ よしたか}、地域振興県土警察（福田俊史 主査）^{ふくだ しゅんじ}、県営企業（長谷川稔 主査）^{はせがわみのる}、病院事業（広谷直樹 主査）^{ひろたになおき}の 6 分科会を設けて審査を分担し、予算執行が議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われていたかについて、部局ごとに、主管部局長等から決算の内容等についての詳細な説明を聞き、質疑、現地調査などの審査をしてまいりました。

（審査結果）

なお、審査意見として、今後速やかに検討又は改善すべきものと決定した事項について申し上げます。

まず、第1点目は、県立文化施設の管理のあり方について あります。

現在、鳥取県立県民文化会館及び倉吉未来中心の2施設は、指定管理者制度で公益財団法人鳥取県文化振興財団が管理を行っています。

平成18年度の指定管理者制度導入以降、当該財団では減免制度の拡充や利用者の声に基づいたサービス水準の維持・向上をはじめ、施設の設置目的や特性にかなう文化振興事業に取り組んでいるところですが、減免額を含めた利用料収入は横ばい傾向が続いている。

人口減少や少子高齢化が急速に進み、また、厳しい財政状況が続く中、公共施設運営には、より経営的な視点が求められます。更に、多くの県民等に利用される施設であり続けるためには、街づくりの視点も取り入れた管理も必要です。

については、両施設の施設管理のあり方を見直し、更なる民間活力の導入について、早急に検討すべきであります。

第2点目は、とっとりモデルの共同受注体制構築について あります。

特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターが「ワークコーポとっとり」を立ち上げ、共同受注体制の構築について成果を出していますが、事業の定着までは暫く期間が必要であります。

については、平成30年度に予定されている県委託費半減の措置を見直すべきであります。

また、県下の就労継続支援B型事業所は123事業所ですが、この「ワークコーポとっとり」に施設外就労しているのは約10事業所、各事業所3名程度しかなく、東部に偏っています。中西部への新設を進めると共に、より参加を保障するため、各事業所まかせとなっている通勤の交通手段確保や付き添い支援員への財政支援を行うべきであります。

更に、各事業所と仕事の受発注を調整するための機能をより一層充実させるため、1名しかいないコンタクトセンターの体制を強化すべきであります。

第3点目は、保育士の確保と待遇改善について あります。

保育士確保のために設置された「県保育士・保育所支援センター」の運営を県は鳥取県社会福祉協議会に委託していますが、支援センターの知名度は低く、ハローワークとの棲み分けが不十分であり、支援を必要とする求職・求人の全貌を十分に把握できていません。

については、支援センターのPRの強化を図ると共に、マッチングと就職支援の成果を一層あげるため、1名しかいないコーディネーターを増員すべきであります。

また、県独自の保育士待遇改善策として、1歳児加配、障がい児加配を行っ

ていますが、市町村からは人材確保困難の状況下で制度の活用ができないとの声もあり、保育士不足に対して根本的な対策を探ることが求められます。

加配保育士の給与は、障がい児加配にも正規雇用にシフトするよう単価設定を見直すと共に、国・県未実施の5歳児への加配対象の拡大に向けて、国の状況をみながら、市町村と実施に向け協議を継続していくべきであります。

第4点目は、企業立地と人材育成との連携について であります。

平成28年度企業立地事業補助金を交付した38社の企業において、694名の雇用実績がありますが、その内、県内の新規学卒者は113名（高校卒92名、高専卒5名、大学卒等16名）、県外からの新規学卒IJUターン者は35名（大学卒等35名）で、新規学卒者は全体の21%と少ない状況です。なお、雇用実績全体の約1割は県外からの転籍者という状況です。

高等学校においてキャリア教育を実施することにより地元回帰が期待されることから、現在、全ての県立高等学校でも、インターンシップ、卒業生及び地元企業勤務者によるキャリア塾が実施されています。

しかし、平成28年度の商工労働部が所管するキャリア教育支援事業については、普通科・総合学科13校のうち5校、専門学科11校のうち1校のみでの実施です。

また、企業誘致を進める際、進出企業が求める技術や人材などと、県内の雇用環境や県内企業との連携が必ずしも上手くいっているとは言えない状況があります。

については、先ず進出ありきではなく、本県の産業をどの様に発展させるのか、また、既存の県内企業との連携の可能性等を総合的に考慮した上で企業を誘致すべきであります。

併せて、中長期展望に立って高等学校や高等専門学校などのキャリア教育を推進して、進出企業が必要とする人材を確保すべきであります。

第5点目は、若手改良普及員の指導体制について であります。

農業改良普及員は農業試験場等で確立された新技術や新品種等を農家へ普及する重要な役割を担っています。

現在、50歳代の普及員が全体の54%を占めており、今後、これらの勤続年数の長い高い技術力を持った普及員の退職により、生産現場の技術指導力の弱体化が危惧されます。

県は若手育成のために普及員退職者をキャリアアドバイザーとして任用していますが、その任期は1年であり、その期間では技術指導力の伝達が十分ではありません。

については、若手普及員の技術力向上のために、キャリアアドバイザーを複数

年継続して任用し、若手普及員と一緒に現場を歩いて、安定的に技術指導ができる体制を整えるべきであります。

併せて、現場の技術指導力が低下しないよう、現場重視の人事配置を考慮すべきであります。

第6点目は、アユ資源の維持増産について であります。

千代川など県内の3大河川において、3年連続でアユの不漁が続いています。調査数値のある日野川では、平成26年度から天然アユの遡上量が減っており、平成28年の遡上量は平成25年度の20分の1となっています。

県は平成27年9月補正予算及び平成28年度当初予算により「アユ資源緊急海洋生態調査」に着手し、アユの海洋生活期の調査を開始しましたが、原因の究明と同時にアユ種苗の放流も必要です。

平成28年度は県全体で322万尾のアユ種苗が放流されました。その内、千代川では62%、天神川では55%が県外産という状況です。

県内のアユの資源量を回復するためにも、県内生産体制を整備し、県内アユ種苗放流量の絶対数を増加すべきであります。

第7点目は、県立病院における看護師及び薬剤師の確保について であります。

看護師や薬剤師の確保については、過去にも指摘しており、人事委員会から病院局へ採用試験の実施を移管する等の対応が行われてきましたが、いまだ不足が解消されない状況にあります。

看護師については、鳥取看護大学と並んで鳥取市医療看護専門学校が新たな人材供給源として期待されますが、平成29年度卒業予定の第1期生では県立病院への就職の意向が少ない状況となっています。その理由としては、給与水準、深夜勤務の頻度、職場環境、奨学金制度での返還免除要件の違い（鳥取県看護職員修学資金では大規模病院は半額免除、その他は全額免除が原則）等が考えられます。

また、薬剤師については、県立病院では夜勤対応があることに加えて、民間と比べて待遇面で差が生じており、例えば初任給は民間調剤薬局より低い状況にあるとも言われています。

県立病院は高度・急性期医療を中心に担う中で、特に中央病院は平成30年度の新本館完成に伴い増床の予定であり、専門職の人材確保は喫緊の課題であります。

については、看護師や薬剤師不足の原因を究明した上で、県内医療機関との適切なバランスの中で県立病院において必要な人材が確保できるよう、対応策を早急に検討すべきであります。

第8点目は、県立美術館整備に伴う市道の取扱いについて あります。

改めて言うまでもなく、県立美術館は、より多くの県民の理解を得て、期待に応えられる美術館として開館すべきです。そのために教育委員会主催で、平成27年度から28年度にかけて、県立美術館整備基本構想の検討と平行して、桂見地区住民への説明会を含め、延べ45回に上る出前説明会や県下3箇所での県民フォーラムなどが開催され、県民への周知が図られています。

しかしながら、美術館予定地であった県立少年自然の家跡地までの取りつけ道路として鳥取市が整備した市道の取扱いについて、いまだ県教育委員会と鳥取市との話し合いの機会が設けられていません。

平成29年3月23日に鳥取市議会全員協議会において、教育長が県立美術館の凍結から現在までの経緯と美術館整備基本構想について説明されているものの、鳥取市の理解を得られる段階に至っておりません。

市道の問題を解決するため、教育委員会だけでなく、知事部局と共に、早急に鳥取市との協議の場を設けるべきであります。

審査意見は、以上であります。

なお、ただいま申し上げました指摘事項に対する対応状況並びに来年度予算への反映状況については、今後も継続して調査することとしております。

これをもちまして、本委員会の審査結果の報告を終わります。

